

こころのほし 会則

(名 称)

第1条 本会は、「こころのほし」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、山口市におく。

(目 的)

第3条 本会は、思春期から青年における子どもに関しての困りごとがあるなどの悩みを持つ家庭が、立ち止まらずに前を向いて進んでいけるよう、親、子、保護者からとにかく話を傾聴する、こころの相談場所とする。子どもたちの心を見守り、支え、子どもたちひとりひとりが自立して社会に旅立てるような支援を目指して行くことを目的とする。この活動を10年、20年後も存続するために、将来には法人組織にして社会に繋がる大きな組織にするため、認知を得ることに努める。

(活 動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動および事業を行う。

- ① 思春期から青年における子どもに関する悩みを持つ方の話を傾聴する活動
- ② 思春期から青年における子どもの心や成長の過程を、実体験や知識に基づき伝える活動
- ③ 思春期から青年における子どもたちが自立して社会に旅立てるように支援する活動
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の主旨に賛同し、入会届を提出し所定の会費を支払ったものを会員とする。

(会員の資格)

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の入会手続きを行った個人または団体とする。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、代表者に入会の意志を申し出、承認を受けるものとする。

(退 会)

第8条 会員は、代表者に退会の意志を申し出ることにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次にいずれかに該当する場合、代表者の判断により除名することができる。

- ① 本会の目的に著しく反する行為があったとき
- ② 本会の名誉を傷つけ、又は秩序を乱す行為があったとき

③ その他、会員として不適切と認められる行為があったとき

(役員)

第10条 本会の運営のために、次の役員をおく。

代表(1名)、副代表(1名)、会計(1名)、監査(1名) 顧問(若干名)、学識経験者
(若干名)

(会議)

第11条 本会の会議は、総会とし、毎年1回、年度終了後2ヶ月以内に行うものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則の必要事項の変更および追加等は、協議の上決定する。

(附則)

- 1 この会則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、令和7年6月25日に一部改定する。
- 3 本会の代表者は、坂田美紀とする。(令和7年6月25日現在)
- 4 本会則は、令和8年3月1日より一部改定し施行する。(第1条 名称変更)